

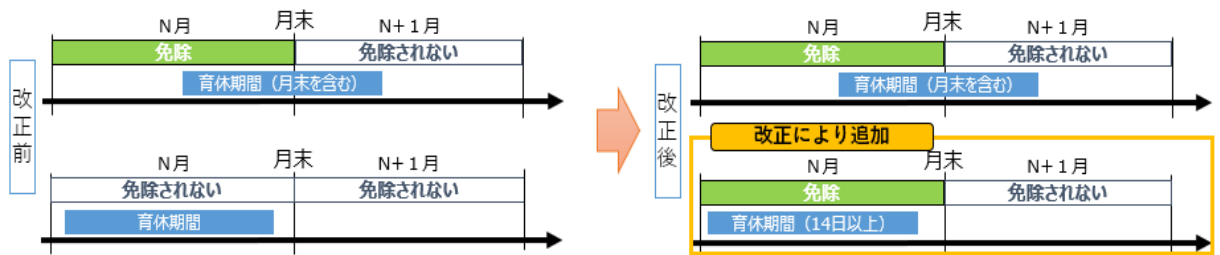
## 育児休業等期間中の保険料免除要件の変更について（施行日：令和4年10月1日）

育児休業制度の改正に伴い、短期間の育児休業を取得した場合の保険料の免除要件が変更になります。改正後の申出（10/1以降の休業開始）につきましては、添付の申出書をご使用ください。

### ●改正内容

#### ① 月額保険料

育児休業等の開始月については、同月の末日が育児休業等期間中である場合に加え、同月中に**14日以上**育児休業等を取得した場合にも免除されます。

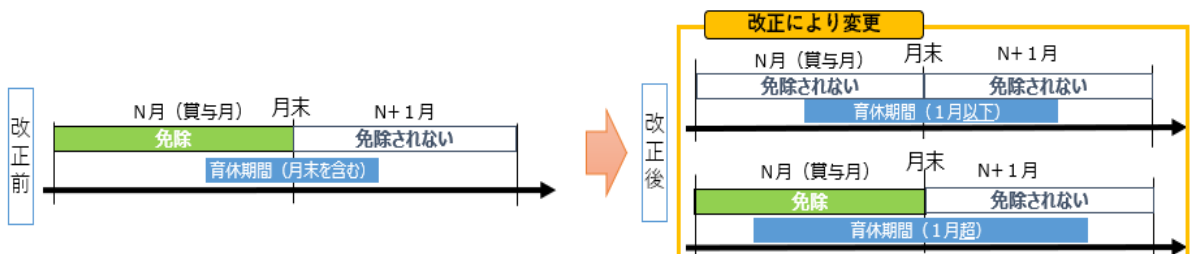


※ 14 日以上の要件による免除については、開始日と終了予定日の翌日が同一月に属する育児休業等にのみ適用されます。

#### ② 賞与保険料

これまで支給月の末日が育児休業等である場合に免除されていましたが、改正後は、育児休業等を**1月超**（暦日で計算）取得した場合のみ免除されます。

※ ちょうど1月の場合は、免除の対象外となります。



以上